付 議 第 16 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定により、知事から、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 6 及び第 18 条の 7 に規定する指定保育士養成施設に関する事務等について平成 15 年 4 月 1 日高知県告示第 225 号により高知県教育長に補助執行させることとした事務を見直した上で、知事の事務を補助執行させるものを改めることについて協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号)第 2 条第 27 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (27) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機 関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。



27 高行管第 398 号 平成 28 年 3 月 29 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久 様

高知県知事 尾崎 〕



補助執行の協議について

次の事務を貴委員会教育次長に補助執行させることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき協議します。

記

- 1 補助執行させる事務
- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この号において「法」とい う。)に関する次に掲げる事務
 - ア 指定保育士養成施設の指定(法第18条の6第1号)
 - イ 指定保育士養成施設の長からの報告の徴収等(法第18条の7第1項)
 - ウ 保育士試験の実施(法第18条の8第2項)
 - エ 指定試験機関の指定(法第18条の9第1項)
 - オ 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可等(法第18条の10)
 - カ 指定試験機関の保育士試験委員の選任及び解任の認可等(法第18条の 11第2項において準用する法第18条の10)
 - キ 指定試験機関の試験事務規程に係る認可(法第18条の13第1項)
 - ク 指定試験機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算に係る認可(法第 18条の14)
 - ケ 指定試験機関に対する監督命令(法第18条の15)
 - コ 指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査(法第18条の16第1項)
 - サ 保育士登録証の交付(法第18条の18第3項)
 - シ 保育士の登録の取消し及び名称の使用停止命令(法第18条の19)
 - ス 保育士の登録の消除(法第18条の20)
 - セ アからスまでに掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、 指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事務
- (2) 放課後児童健全育成事業に関する事務
- 2 補助執行させる理由

所管する事務と一体的に執行することが、より効果的かつ効率的であるため、平成15年4月1日高知県告示第225号により高知県教育長に補助執行させることとした事務を見直した上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部改正において、教育長は執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり代表者という位置づけとされたことにより知事 の事務を補助執行させることができないとされたことから、補助執行させる相 手方を高知県教育次長に変更するもの。

3 補助執行させる年月日平成28年4月1日

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

1 補助執行させる事務の見直し等

(1) 指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「法」という。)第10条により、指定保育士養成施設の指定及び監督に関する事項が、厚生労働大臣から都道府県知事に権限が移譲されることに伴う事務の追加。

ア 権限移譲の時期

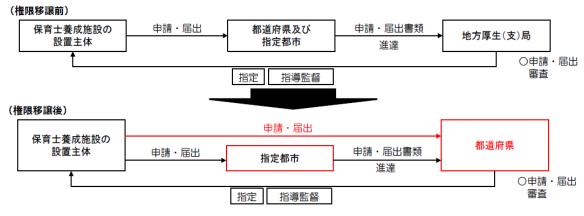
子ども・子育て支援法の施行の日から起算して、1年を超えない範囲内に おいて政令で定める日(平成28年3月31日を予定)

イ 移譲する内容

指定保育士養成施設への指定及び監督に関する事項

- (ア) 指定保育士養成施設の指定に関する業務
- (イ) 指定保育士養成施設に係る各種変更承認に関する業務
- (ウ) 指定保育士養成施設に係る各種変更届出の受理に関する業務
- (エ) 指定保育士養成施設に係る事業報告の受理
- (オ) 指定保育士養成施設に係る報告徴収及び指導に関する業務
- (カ) 指定保育士養成施設に係る指定の取消に関する業務
- (キ) 指定保育士養成施設に係る指定の取消承認に関する業務

ウ 移譲する業務の流れ



エ 権限移譲に向けたスケジュール等

1月		2月		3月	4月		
	政令公布(上旬)	業務マニュアルの送付(2月中)	地方厚生局との事務引継	権限移譲(11日)	都道府県において業務実施		

(2) 指定試験機関の指定等に関すること

現行は、指定試験機関の指定(法第 18 条の 9 第 1 項)で同機関に関する事務も行っていたが、今回補助執行させる事務を見直し、追加するもの。

ア 今回追加するもの

- (ア) 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可等(法第18条の10)
- (イ) 指定試験機関の保育士試験委員の選任及び解任の認可等(法第18条の 11第2項において準用する法第18条の10)
- (ウ) 指定試験機関の試験事務規程に係る認可(法第18条の13第1項)
- (エ) 指定試験機関の毎事業年度の事業計画及び収支予算に係る認可(法第 18条の14)
- (オ) 指定試験機関に対する監督命令(法第18条の15)
- (カ) 指定試験機関に対する報告の徴収及び立入検査(法第18条の16第1項)

2 補助執行する者の変更

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が教育委員会 の補助機関でなくなり、知事の事務を補助執行させることができなくなったことを考 慮し、知事の事務を補助執行させる者を教育長から教育次長に改めること。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○児童福祉法(昭和22年法律第146号)(抄) (第 10 条関係) (抜粋)

改正案	現行
第 18 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資	第 18 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資
格を有する。	格を有する。
一 <u>都道府県知事</u>の指定する保育士を養成する学校その他の施設	一 <u>厚生労働大</u>臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設
(以下「指定保育士養成施設」という。) を卒業した者	(以下「指定保育士養成施設」という。) を卒業した者
二 (略)	二 (略)
第 18 条の7 <u>都道府県知事</u> は、保育士の養成の適切な実施を確保す	第 18 条の7 厚生労働大臣は、保育士の養成の適切な実施を確保す
るため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士	るため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定保育士
養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求	養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求
め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物	め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物
件を検査させることができる。	件を検査させることができる。
②・③ (略)	②・③ (略)

【高知県】保育士養成施設一覧(平成27年4月1日時点)

○指定保育士養成施設

所在地	名 称	種	別	経営	主体	入学 定員	修業 年限	取得	資 格	幼免 取得	指定年月日	所 在 地	電話番号
高知市	高知学園短期大学 幼児保育学科	私立	短大	学校法 高知学	5人 ^丝 園	80人	2年	保育士 幼稚園教諭二種免許 短期大学士		可	昭和48年 3月22日	高知市 旭天神町 292-26	088- 840-1664
高知市	高知福祉専門学校 こども福祉学科	私立	専修	学校法すみれ		50人	2年	保育士 幼稚園教諭二種免許 社会福祉主事任用資 日赤救急法救急員資	格	不可	平成24年 2月1日	高知市九反田 8-15	088- 884-8501
高知市	龍馬看護ふくし専門学校 こども未来学科	私立	専修	学校法 龍馬学	5人 芝園	40人	24	保育士 幼稚園教諭二種免許 短期大学士 社会福祉主事任用資 ²		可	平成26年 3月26日	高知市北本町 1-5-3	088- 825-0900
高知市	高知大学教育学部学校教育教員養成課程 幼児教育コース	国公立	大学	国立大高知大	、学法人 、学	12人	4年	保育士 幼稚園教諭一種免許 小学校教諭一種免許 特別支援教諭一種免許		可	平成27年 3月23日	高知市曙町 2-5-1	088- 888-8011

182人

○指定保育士養成施設ではないが、提携校との併修により保育士資格を取得できる学校(学科)

所在地	名	称	種	別	経常	営 主 体	入学 定員	修業 年限	取	得	資 ;	格	提携校	所 在 地	電話番号
高知市	高知福祉専門学校 社会福祉学科		私立	専修	学校: すみ:	法人 れ学園	40人	3年	保 対 短 社 格 社 訪 レ 日 福 オ 東 本 祖 恵 か と 間 り 赤 か に か ま か ま か ま か ま か ま か ま ま ま ま ま ま ま	: (国家試験 事任用資材 2級 ョンインスト ・ 数急員資格	各ラクター		近畿大学 豊岡短期大学 通信教育部 こども学科	高知市九反田 8-15	088— 884—8501
高知市	龍馬看護ふくし専門学校 福祉保育学科	가	私立	専修	学校龍馬	法人 学園	40人	3年	保育士 幼稚園教諭 短期大学士 社会福祉主 社会福祉士	: 事任用資材	各		近畿大学 九州短期大学 通信教育部 保育科		088- 825-0900